

瑞浪市災害廃棄物処理計画

平成30年3月改定

瑞浪市

目 次

項 目	概 要	ページ
1. 策定の目的等基本事項及び方針	：国が作成した災害廃棄物対策指針に基づき、本計画を策定	2
2. 一般廃棄物処理施設の点検 と浸水・耐震対策	：各施設の発災時の被害について想定	4
3. 組織体制	：地域防災計画による	5
4. 発災時における相互協力体制	：周辺市町村等の協定一覧	5
5. 災害廃棄物の処理計画	：がれき類の発生量の推計及び仮置場の配置	7
6. 排出ルール計画	：分別計画	11
7. 仮置場の設置と収集・ 運搬計画	：一次仮置場と二次仮置場の所在地と面積他	12
8. 処理施設の能力	：各施設の処理能力及び処理対象物	13
9. 注意を要する廃棄物の処理	：有害物質等注意を要する廃棄物について	13
10. し尿の処理計画	：し尿収集必要量の推計等	14
11. 震災、水害時に 発生する時の対応	：情報収集等の手順	15
12. 処理スケジュール	：発災時から第9週までにすべき事項	17
13. 震災・水害復旧・復興対策	：被災した各施設の復旧対策	18
14. その他参考資料		18

瑞浪市災害廃棄物処理計画

平成30年3月改定

【これまでの取り組み】

瑞浪市（以下「本市」という。）は、「瑞浪市地域防災計画」を策定し、本市や防災関係機関の災害発生時における対策を定めています。

また、東日本大震災や熊本地震、近年多発している豪雨災害における諸課題や南海トラフ地震の被害想定等に備えての対応を踏まえて、毎年改定し、防災対策の強化を図っています。

災害廃棄物対策に関しても、市内の事業者団体との協定の締結や県と他市町村による広域応援体制など、対策の強化を進めてきました。

【東日本大震災を踏まえた国の動向】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、従来の想定を超える巨大地震と広範囲にわたる津波災害、さらには原子力事故により、災害が複合化し、誰もが想定しなかった状況が連続する中で、膨大な災害廃棄物の処理が進められることとなりました。

国においては、こうした東日本大震災における災害廃棄物処理の経験を踏まえて、平成26年3月に地方公共団体の災害廃棄物対策の指針となる「災害廃棄物対策指針」を提示するとともに、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震のように東日本大震災を大きく上回るおそれのある巨大災害時の廃棄物対策の指針である「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン（中間取りまとめ）」を取りまとめて提示がされました。

また、東日本大震災をはじめとする近年の災害の教訓として、災害により生じた廃棄物を円滑・迅速に処理していくためには、関係者が連携・協力した上で、平時から災害に備える必要があること、また、災害が発生した後に柔軟な対応を確保するため、特例的な措置が必要であること、などが明らかとなったため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律が平成27年7月に制定されました。

【本市における災害廃棄物処理計画】

国が、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を改定したことを受け、県も平成28年3月に、「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

このことを受け、本市でも、「瑞浪市震災、水害廃棄物処理計画」を見直し、「瑞浪市災害廃棄物処理計画」を策定します。

1. 策定の目的等基本事項及び方針

(1) 計画策定の目的と位置づけ

この計画は、瑞浪市地域防災計画で想定されている震災、水害で発生する災害廃棄物の円滑な処理をするために、必要な情報を収集し、整理を行うために、国が作成した災害廃棄物対策指針（平成26年3月）に基づき、「瑞浪市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

(2) 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

(3) 被害の想定

本計画で想定する災害は、「瑞浪市地域防災計画」に示された震災・水害としますが、その他の災害についても、これを準用した対応を行うものとします。

(4) 発生する問題点の想定と整理

震災・水害が発生したとき、廃棄物処理に関して発生する各種問題の比較は、次のとおりです。

状 況	震 災	水 害
し尿収集	長期間に多量に排出される (仮設トイレ等から)	一時的に発生 比較的少量(水没便槽等)
ごみ排出	順次多量に排出される	一時的に多量に排出される
分別排出	比較的可能	困難な場合が多い
ごみ収集	順次収集	衛生面の問題から時間的余裕が少ない
廃棄物処理施設	稼働停止により処理体制に支障が発生する可能性がある	震災に比べて被害が少ない
解体家屋処理	大量に発生し、大きな問題	震災時より量は少ない
ごみ処理の状況	中間処理、再資源化の徹底により埋立て減量	分別を行うが、埋立てが大半となる場合が多い

震災時には、災害直後から被災者の避難が始まり、避難所では、仮設トイレの設置が必要となります。また、避難期間が長くなることから、発生するし尿の処理も長期にわたり、その処理量も多量です。

災害復旧に伴い、粗大ごみや生活ごみ等多くの廃棄物が、順次排出されます。震災時には、ごみ処理施設の被害も想定されることから、仮置場も含めて広域的な協力、支援が必要となります。

水害時には、仮設トイレの設置は、震災時と比べ少ないものの、水没した便槽や浄化槽からのし尿の引き抜きが、早い段階から一時的に必要となります。ごみは、水害廃棄物の特性として水分を多く含み、腐敗、悪臭の発生等衛生面に配慮しなければなりません。多量の廃棄物が一気に排出され、その分別も困難であると考えられることから、早期の仮置場の決定、市民への通知と合わせ、早急な収集、処理体制の確立が必要となります。災害廃棄物の処理にあたっては、最終処分量をできるだけ少なくする観点から、仮置場における分別の徹底などにより、可能な限り再資源化を進め、発災から3年以内に処理するよう計画し、3年以内に処理できない恐れがある場合は、広域応援体制を構築することとします。

以上を踏まえ、災害廃棄物の処理計画について、述べます。

(5) 対象とする廃棄物等

本計画で対象とする廃棄物は、震災・水害の発生により平常時と異なる対応が必要と思われる災害廃棄物について説明します。日常に排出されるごみ（廃棄物）については、ごみ処理施設の点検等のため、一旦停止しますが、点検後に可燃ごみについては、通常通り収集し、ごみ処理施設のピット等に投入等しておくこととしますので、ここでは記述をしません。また、不燃ごみ、資源ごみは、被害状況により収集を停止します。

がれき等の災害廃棄物の分類については、可燃系混合物、不燃系混合物、コンクリート系混合物、木質系混合物（草木類）、廃家電等、金属系混合物、廃自動車等、処理困難物（布団等）、処理困難物（廃畳等）、危険物・有害物等（消火器）、危険物・有害物等（灯油等）、危険物・有害物等（ガスボンベ等）の12区分に大別するとともに、取扱注意のもの及び優先して処理すべきし尿等について、発生量及び処理施設の引き受け状況に合わせて分別するものとします。

種 別		震災・水害時における留意点 (震災・水害時の廃棄物の特徴について記入。)	処 理 方 針 (震災・水害時の処理方針について具体的に記入。)
可燃系混合物		災害や避難所から発生した生活ごみ。腐敗しやすく、悪臭・汚水が発生する。	震災・水害発生後、速やかに処理する。
不燃系混合物		損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、金属くずやその他残材が大量に発生する。	コンクリート塊、家具等の木くず、畳、廃家電等が混在しているため、できるだけ分別を行い、適正に処理する。
木質系混合物 (草木類)		柱や家具、庭木などで、高く積み上げると、発火の危険があるため、5m以下に。また、腐敗も進むと悪臭が発生するので、速やかに処理をする。	分別し、リサイクルをする。
コンクリート系混合物		損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら	分別し、リサイクルをする。
廃家電等		混乱に乗じて、被災していないものが排出される可能性がある。 家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫等、洗濯機等）、小型家電とその他家電で分別する。	被災したかどうかを見極め、不正な排出を抑制する。 リサイクルできるものは、リサイクルする。
金属系混合物		建物の鉄筋や窓のサッシ、自転車など、分解等を行わなければならないものも多く含まれる。	分別し、リサイクルをする。
廃自動車等		破損した自動車・タイヤが大量に発生する。	自動車等については、所有者を特定し、持ち主に引き取らせる。 やむを得ず所有者不明な廃自動車・廃タイヤのみ処理する。
処理困難物	廃畳	水分を含み、放置すると腐敗し、悪臭が発生する。畳や家具等の粗大ごみが多量に発生するため、平常時の人員及び車両では収集・運搬が不可能となる。	公衆衛生確保の観点から、できるだけ早急に処理をするため、民間の廃棄物処理業者を活用する。
	衣類・布団		
危険物・有害物	消火器	消火器やガスボンベ等、容器が損傷しているものもあるため、取扱いや保管に注意が必要。	専門業者に処理を依頼する。
	灯油等		
	ガスボンベ等		

太陽光発電設備	太陽電池モジュールは、光が当たると発電するため、感電に注意が必要であることと、ガラスが破損したモジュールは、水濡れによって含有物質が流出する恐れが心配される。	光が当たらないように裏返すか、ブルーシート等を被せ、発電しないようにし、CIS系（インジウムの資源）、CdTe系（カドミウムの毒性）、その他に分類し、仮置きする。
し尿	震災・水害のあった汲み取り槽から発生する。水害の時には、水の流入により、多量になる。避難所等に設置した仮設トイレから発生する。	公衆衛生上、震災・水害発生後状況に応じ、汲み取り、清掃、消毒を行う。
浄化槽汚泥	震災・水害のあった浄化槽から発生する。水害の時には、水の流入により、多量になる。	公衆衛生上、震災・水害発生後状況に応じ、汲み取り、清掃、消毒を行う。

(6) 対象業務

本計画で対象とする業務は、本市が行う災害廃棄物の収集、運搬、処分及びそれに関する一連の業務とします。

なお、倒壊建物の解体は、その所有者が自己責任に基づき行うことが原則ですが、通行上支障がある災害廃棄物や道路等に倒壊の危険性のある建物については、本市で解体・撤去する場合があります。

2. 一般廃棄物処理施設の点検と浸水・耐震対策

一般廃棄物の処理施設における浸水・耐震対策及び廃棄物収集運搬車両の避難対策は、次のとおりです。

(1) 一般廃棄物処理施設の浸水・耐震化

一般廃棄物処理施設が、浸水や損壊した場合、廃棄物の処理に大きな支障をきたすことが想定されるため、次のとおり浸水対策や耐震化、不燃堅牢化を行います。

施設名	発災時に想定される被害	浸水・耐震化、不燃堅牢化対策
浄化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・土岐川の増水による処理施設への水の進入 ・大雨による搬入路の通行不能や建屋の損壊 	排水ポンプでの内水排除 別ルート確保 耐震補強工事の実施
可燃物焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> ・進入道路の崩壊 ・電力の遮断 ・水道の遮断 	迂回路確保 電力会社との協定
不燃物最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> ・電力の遮断 ・進入道路の崩壊 	自家発電機の設置 迂回路確保

(2) 廃棄物収集運搬車両の状況と発災時の確保状況と避難対策

発災後は、直ちに廃棄物の収集を開始することが望ましいため、次のとおり廃棄物収集運搬車両等の確保と避難対策を実施します。

種 別	所有	駐車場等	確保・避難対策
パッカー車 1 1 台 (3 t未満 1 0 台) (3.1 t 程度 2 台) 1 台 (2.75 t)	可燃物焼却施設	可燃物焼却施設車 庫棟 不燃物最終処分場	高台にあるため水害時は問題ないが、地震後は可燃物焼却施設駐車場等に移動する。
2 トントラック 3 台	可燃物焼却施設	可燃物焼却施設車 庫棟	高台にあるため水害時は問題ないが、地震後は可燃物焼却施設駐車場に移動する。
クレーン付き 2 トンダンプ 1 台	可燃物焼却施設	可燃物焼却施設車 庫棟	高台にあるため水害時は問題ないが、地震後は可燃物焼却施設駐車場に移動する。
3 トンダンプ 1 台	可燃物焼却施設	可燃物焼却施設車 庫棟	高台にあるため水害時は問題ないが、地震後は可燃物焼却施設駐車場に移動する。
広報車	市役所	市役所車庫棟	水害時は高台に移動する。
バキュームカー 2 台 (3.3 t) (10 t)	浄化センター	浄化センター駐車 場 (有)中部環境	水害時は、可燃物焼却施設または高台に移動する。
バキュームカー 1 8 台 (4 t未満 1 5 台) (5 t 1 台) (10 t 越 2 台)	(有)中部環境	(有)中部環境	水害発生の危険があるときには、可燃物焼却施設駐車場に移動する。

※状況に応じ、臨機応変に対応します

3. 組織体制

本計画で想定する災害が発生したときは、瑞浪市地域防災計画に基づき、市長を本部長とする災害対策本部が、設置されます。また、災害警戒体制・災害非常体制・災害対策本部の事務分掌については、瑞浪市地域防災計画によるものとします。

4. 発災時における相互協力体制

特に大規模な災害が発生した場合には、本市だけでは処理ができなくなる恐れがあるため、災害廃棄物処理に当たって、次のとおり周辺市町村、各団体と協力を図ります。

(1) 周辺市町村等との協力体制

周辺市町村等と次のように協定を締結しています。

協力市町村	協 定 内 容	協定締結年月日
岐阜県及び 県内市町村	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定	H10. 3.30
多治見市 土岐市 美濃加茂市	東海環状自動車道沿線都市災害時応援協定	H17. 3.16

協力市町村	協 定 内 容	協定締結年月日
美濃市 関市 愛知県豊田市	東海環状自動車道沿線都市災害時応援協定	H17. 3.16
愛知県高浜市	要請のあった事項の相互の応援体制	H17.11. 8
埼玉県朝霞市	要請のあった事項の相互の応援体制	H23. 9. 2
滋賀県湖南市	要請のあった事項の相互の応援体制	H25. 3.22

(2) 関係団体との協力体制

関係団体と次のとおり協定を締結しています。

団 体 名	協 定 内 容	協定締結年月日
瑞浪市建設業協会 瑞浪市管工事組合	災害の防止及び応急復旧工事活動	H16. 2.23

(3) 県への協力要請

本市のみで対応が困難である場合には、県に対し県内市町村、関係団体などへの広域的な支援の調整を要請します。県の協定締結状況は、次の通りです。

岐阜県は、下記の廃棄物関係団体との間で、災害廃棄物の収集運搬等に関する団体救援協定を締結しています。このため、岐阜県は、被災市町村から要請を受けた場合には、同団体に対して支援協力を依頼します。

団 体 名	協 定 内 容	締結年月日
岐阜県環境整備事業 協同組合	災害時におけるし尿、浄化槽汚泥その他災害に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬に関する無償による支援協力	H15. 6.11
岐阜県清掃事業 協同組合	地震、風水害等に伴って発生する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の収集運搬に関する無償による支援協力	H15.12.19
社団法人岐阜県産業 環境保全協会	災害廃棄物の撤去、収集運搬、処理など支援協力	H20. 8.20

5. 災害廃棄物の処理計画

(1) がれき類発生量の推計

発災時には、解体建物のがれき処理体制、処理計画を検討する上で、がれき発生量の推計が必要となります。

がれき類発生量の推計は、「南海トラフ巨大地震の被害想定（平成25年3月）中央防災会議」におけるがれき類発生量の推定式を用いています。

$\text{がれき類発生量 (t)} = (\text{解体棟数} \times 1 \text{棟あたり平均床面積} \times \text{発生原単位})$
--

【備考】

- ・建物の種類は木造、非木造の2種類とします。
- ・がれきの種類は可燃物と不燃物の2種類とします。
- ・発生原単位は下記のとおりです。

構 造		がれき発生原単位	
		可燃物系 (t / m ²)	不燃物系 (t / m ²)
木造	全壊	0.194	0.502
非木造	全壊	0.100	0.810

注：半壊は、上記原単位の全壊の20%を採用。

出典：阪神・淡路大地震における災害廃棄物処理について
兵庫県生活文化部環境局環境整備課（平成9年3月）

本市における被害状況（南海トラフの巨大地震時（冬の午後6時の場合））

項 目		棟数	1棟あたり 平均床面積	原単位	可燃物量 (t)
木 造	全壊・焼失棟数	588	137.7 m ²	0.194	24,000
	半壊棟数	1,601		0.038	
非 木 造	全壊・焼失棟数	235	297.4 m ²	0.100	11,000
	半壊棟数	642		0.020	
可燃物合計					35,000

項 目		棟数	1棟あたり 平均床面積	原単位	不燃物量 (t)
木 造	全壊・焼失棟数	588	137.7 m ²	0.502	63,000
	半壊棟数	1,601		0.100	
非 木 造	全壊・焼失棟数	235	297.4 m ²	0.810	88,000
	半壊棟数	642		0.162	
不燃物合計					151,000

出典：平成23～24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査

(2) 水害によるがれき類発生量の推計

粗大ごみ・生活ごみの処理は、平常時の収集・処理体制を基本として実施することとしますが、災害発生時（特に水害発生時）は、短期的に多量の廃棄物が発生し、通常の処理が困難となる一方、腐敗、悪臭の発生、公衆衛生の確保の観点から廃棄物の迅速な処理が要求され、被害状況に応じた処理計画が必要となります。そのため水害によるがれき類発生量の計算式を記載します。

$$\text{水害によるがれき類発生量 (t)} = \text{被害区分別の建物棟数 (床上浸水、床下浸水)} \times 1 \text{棟当たりの世帯数} \times \text{発生原単位}$$

【備考】

発生原単位：床上浸水（浸水深 0.5m 以上） 3.79（t / 世帯）

床下浸水（浸水深 0～0.5m 未満） 0.08（t / 世帯）

出典：「水害廃棄物対策指針（環境省、平成 17 年 6 月）」資料編

(3) がれき仮置場の必要面積（岐阜県災害廃棄物処理計画参照）と計画

災害時には、がれき、粗大ごみ等の廃棄物等が、大量に排出されます。廃棄物処理場への一時的な大量搬入は、その処理が困難となる場合や交通の確保が困難である場合等が考えられるため、必要により生活環境や環境保全上支障のない場所で暫定的に積み置きできる仮置場を確保することを計画します。

ア 仮置場の必要面積の算出方法

仮置場の必要面積は、次の式により算出します。

$$\text{仮置場の必要面積 (m}^2\text{)} = (\text{断面の下辺 (a) + 余裕幅})^2$$

【備考】

仮置量 (t) = (断面の下辺(a)² + 断面の上辺(b)²) × 1 / 2 × 高さ

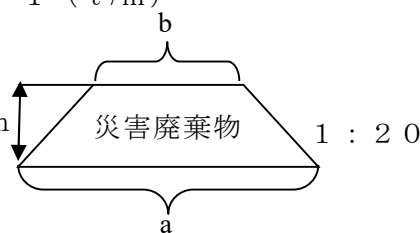
見かけ比重：可燃物 0.4 (t / m³)、不燃物 1.1 (t / m³)

積み上げ高さ：5 m

余裕幅：5 m

法面勾配：1 : 2.0

高さ 5～10m



イ 仮置場の配置

仮置場は、災害の発生位置、発生規模等を勘案して適切に配置する必要があります。場所の選定にあたっては、市民の避難場所、仮設住宅建設現場などの確保を優先的に検討した上で、所有、管理する部署と協議することとします。

仮置場の機能としては、中継機能を勘案しながら、被災住民が排出する場所として指定する一次仮置場と、一時保管や分別などの長期的な作業を行う二次仮置場に分けて設置することを検討します。設置場所の選定に際しての留意事項、基本的な考え方は、以下のとおりです。

- ・推計廃棄物発生量から、それを仮置きできる必要な面積が確保できる。

- ・重機による作業ができる広さを確保できる。
- ・廃棄物の搬入・搬出車両や作業用重機の通行が容易にできる道路を有する。
- ・保管期間が数年に及ぶ場合も想定し、中長期にわたる使用ができる。
- ・学校、病院等の環境保全上留意する施設に隣接しない。
- ・近隣住民の生活環境が悪化しないための十分な距離が確保できる。
- ・避難場所として指定されている施設及びその周辺はできるだけ避ける。

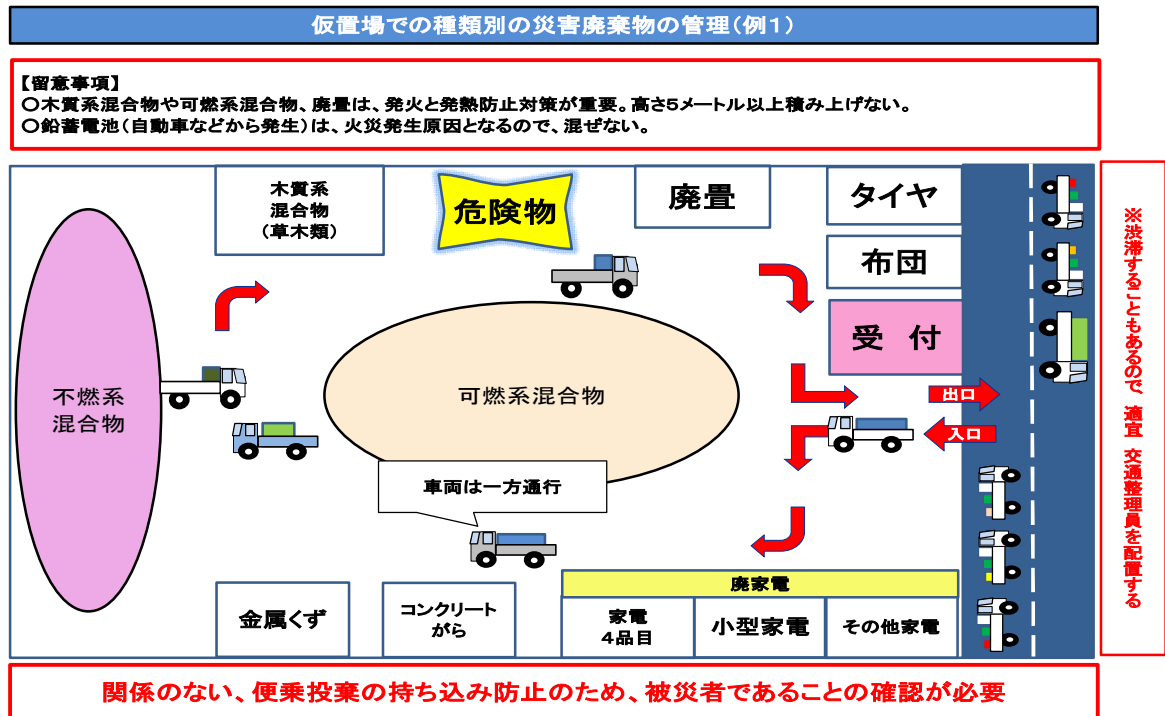
例えば次のとおりです。

区 分	仮置場配置の基本的な考え方
<p>【一次仮置場】 軒先や道上などに排出された災害廃棄物を早急に撤去するために、被災地区に比較的に近い場所に設けた一次集積場所。設置期間は短い。二次仮置場の中継的の機能を持つ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園や運動公園 ・ グラウンドや野球場 ・ 学校の校庭 ・ 公共施設、民間所有の駐車場などの敷地 ・ 空き地 ・ 多目的広場、ゲートボール場等 ・ 国、県、市及び民間所有の未利用地
<p>【二次仮置場】 中間処理、再資源化が必要な災害廃棄物を保管するための場所で、設置期間が一次仮置場より長期間にわたるもの。必要な作業を行うことが可能な面積があること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園 ・ グラウンドや野球場 ・ 公共施設建設予定地等の未利用地 ・ 既存廃棄物処分場及び周辺 ・ 河川等の周辺未利用地 ・ 企業団地、工業団地等の未利用地 ・ 国、県、市及び民間所有の未利用地

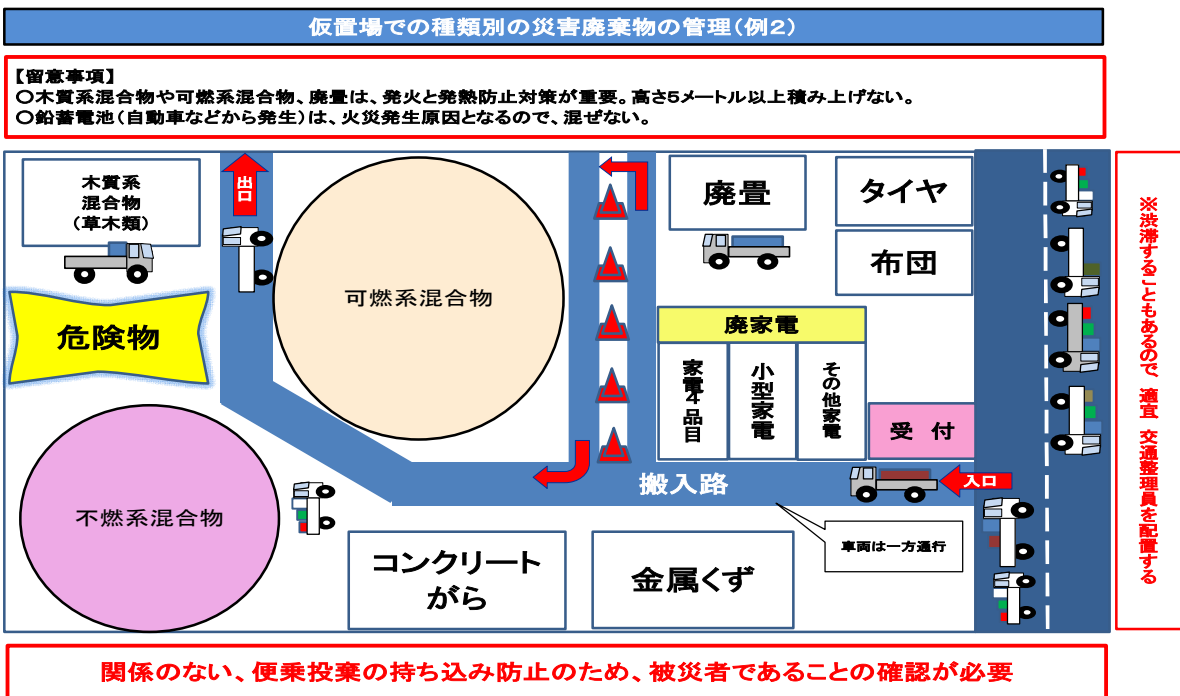
但し、避難場所として利用されている場合は除外します。

以下に、一次仮置場の配置例を記載します。

例 1



例 2



(4) 具体的な仮置場の選定

あらかじめ災害の発生に備えて仮置場の候補地を選定することとし、候補地の選定に当たっては、上記条件を勘案した上で候補地を選定することとします。

6. 排出ルール計画

(1) 分別計画（被災建築物の解体、除去に伴う廃棄物（以下「がれき類」という。）
大量に発生するがれき類を最終的に次のとおり分別する。

種別	具体的例	留意点・処理方針 (分別の方法等の処理方針 について記述する。)
木質類	柱、板	木くずとして再利用できるものは できるだけ利用する。
金属	鉄筋、鉄骨、サッシ	金属くずとしてできるだけ資源 回収する。
コンクリート類	コンクリート塊、アスファルト、土砂、石等	民間施設等で破碎し、できるだけリ サイクルする。
可燃物	紙類、廃プラスチック 他可燃性のもの	分別を徹底する。
不燃物	瓦、レンガ、ガラス 他不燃性のもの	不燃物最終処分場に埋め立て処理 する。
処理困難物	廃畳、布団、消火器 他	畳については、腐敗防止のため、早期に 民間の廃棄物処理業者を活用して処分 する。 消火器は、専門業者に処分委託する。
以上を最大限分別 した後の混合廃棄物	石膏ボード、土壁、太陽光発 電設備 他	適切に処理する。

(2) 分別計画（がれき類以外）

震災・水害時における災害廃棄物（がれき類以外）を次のとおり分別するものとする。

種別	具体的例	留意点・処理方針 (分別の方法等の処理方針について 記述する。)
可燃系混合物	紙類、廃プラスチック 他可燃性のもの	分別を徹底する。
不燃系混合物	瓦、陶器、ガラス片 他不燃性のもの	缶、ビン等リサイクルできるものは 分別回収とする。
木質系混合物 (草木類)	下駄箱、タンス、ベッド、庭 木 他	木くずとして再利用できるものは できるだけリサイクルする。
廃家電等	エアコン、テレビ、冷蔵庫、 洗濯機、除湿器 他家電	可能な限りリサイクルルートに乗 せる。
上記の内 フロン回収物	エアコン、冷蔵庫、除湿器他	確実な方法でフロン回収を行う。
金属系混合物	自転車、スチール物置 他	金属くずとしてできるだけ分別回 収し、リサイクルする。
処理 困難 物	廃畳	水分を含み、放置すると腐 敗し、悪臭が発生する。畳や 家具等の粗大ごみが多量に発 生するため、平常時の人員及 び車両では収集・運搬が不可 能となる。
	衣類・布団	
危険物・有害物	家庭用ガスボンベ、 消火器、ガソリン、灯油	危険物は、必ず分別回収として安全 確保に努める。

(3) 収集方法

震災・水害時における廃棄物の収集方法は次のとおりとする。

種 別		収 集 方 法
災害ごみ	可 燃 物	仮置場に市及び応援自治体並びに住民が、持込む。
	不 燃 物	仮置場に住民が持込むものとする。
	廃 家 電	仮置場に住民が持込むものとする。
日常ごみ	可 燃 物	集積所に住民が持込み、市が、収集を行う。
	不 燃 物	集積所に住民が持込み、市が、収集を行う。

7. 仮置場の設置と収集・運搬計画

一次仮置場は、災害発生状況により、被害の集中している地区に、公有地を優先し設置することとします。また、適当な用地がない場合には、民有地を借り上げて、設置するものとします。

二次仮置場を次のとおり設置するものとします。

名 称	所 在 地	面 積	対象地区	集積対象物
瑞浪市民競技場	明世町戸狩143	22,905㎡	市内	コンクリートがら 廃自動車等 可燃物
瑞浪市民野球場	明世町戸狩138	18,500㎡	市内	不燃物 金属 木質類
樽の上野球場	樽上町1-41-1	12,000㎡	市内	廃家電 処理困難物 危険物・有害物

※合計面積53,405㎡で、岐阜県が算出した必要面積68,800㎡を越えていません。また、二次仮置場の施設は、岐阜県災害時受援計画において、自衛隊及び緊急消防援助隊の活動拠点の候補地となっているため、災害規模に応じて公有地を優先し設置することとします。また、適当な用地がない場合には、民有地を借り上げて、設置するものとします。

8. 処理施設の能力

(1) 廃棄物処理施設の能力

市で所有するごみ処理施設の能力は次のとおりです。

施設の種類	処理能力等	処理対象物
可燃物焼却施設 (2炉)	50 t/日 (25 t/日×2炉)	可燃ごみ 下水汚泥 粗大ごみ、畳
不燃物最終処分場	20 t/日 埋立対象物 一般廃棄物の焼却残渣及び 不燃物 総面積 51,770㎡:埋立容量 52,500㎡ 残余容量 40,443㎡ (平成29年3月現在)	焼却灰、スラグ 不燃ごみ
浄化センター	40 k l / 日	し尿、浄化槽 汚泥

(2) 民間の再利用・再資源化施設

ア コンクリート塊の破砕施設

建設廃材（主としてコンクリート塊）の破砕を行っている民間の破砕施設は、東濃地区管内に19施設あり、その処理能力は、合計13,450 t/日です。

イ 木くず等の処理施設

木くず等の破砕を行っている民間の処理施設は、東濃地区管内12施設あり、その処理能力は、合計1,251 t/日です。

(上記は、H30.1.30 現在。岐阜県調べ)

9. 注意を要する廃棄物の処理

家電リサイクル法の対象家電製品等、特に注意を要する廃棄物の処理は、次のとおりとします。

種 別	処 理 方 法
家電リサイクル法対象物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場での収集（このとき搬入簿等を作成することにより、不正な排出を防ぐ。） ・ 洗浄、分別作業 ・ リサイクル業者への委託・引渡 ・ リサイクルできなかったものの処分
フロン使用機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場での収集 ・ リサイクル業者へ引渡及び処分

種 別		処 理 方 法
有害物質	アスベスト	飛散防止対策を十分に行い、処分業者に引渡
	P C B	所有者に連絡し、速やかに処分
	トリクロロ エチレン	産業廃棄物として事業者の責任で処理
	C C A処理木材	家屋を解体する場合、解体作業者は適切な方法で解体し、適切な設備を有する施設で処理
	感染性廃棄物	通常時と同様、排出者の責任で処理

10. し尿の処理計画

避難所へ避難した被災住民が使用する仮設トイレ、上水道や下水道の被災により、水洗トイレが使用できない場合に住民が使用する仮設トイレ等から発生するし尿の処理が必要となります。

(1) し尿収集必要量の推計

災害発生時における仮設トイレ等からのし尿収集必要量の推計は、被災状況、避難状況を確認して、次の式で推計することとします。

$\begin{aligned} \text{し尿収集必要量 (L)} &= \text{災害時し尿収集必要人数} \times \text{1人1日平均排出量} \\ &= (\text{仮設トイレ必要人数} + \text{非水洗化区域し尿収集人口}) \times \text{1人1日平均排出量} \end{aligned}$

【備考】

- 仮設トイレ必要人数は、避難者数＋断水による仮設トイレを使用する人数とします。

出典：平成23～24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査

- 非水洗化区域し尿収集人口とは、非水洗化人口から非水洗化人口のうちで避難している人数を除いたものとします。
- 1日1人平均排出量：2.23L/人・日（県平均）とします。

出典：「平成25年度一般廃棄物処理事業実態調査結果 環境省」H25集計結果（し尿処理施設）

(2) し尿回収機材等の備蓄

上記の(1)の回収量に必要な機材を次のとおり備蓄するものとします。

機材の種類	備蓄場所	備蓄数	備蓄場所	備蓄数
災害用簡易 トイレセット	本庁水防倉庫	7ヶ	稲津コミュニティー	7ヶ
	陶公民館体育室	7ヶ	釜戸コミュニティー	7ヶ
	日吉コミュニティー	7ヶ	狭間川公園	7ヶ
マンホール トイレセット	中央公園	50ヶ	釜戸コミュニティー	2ヶ

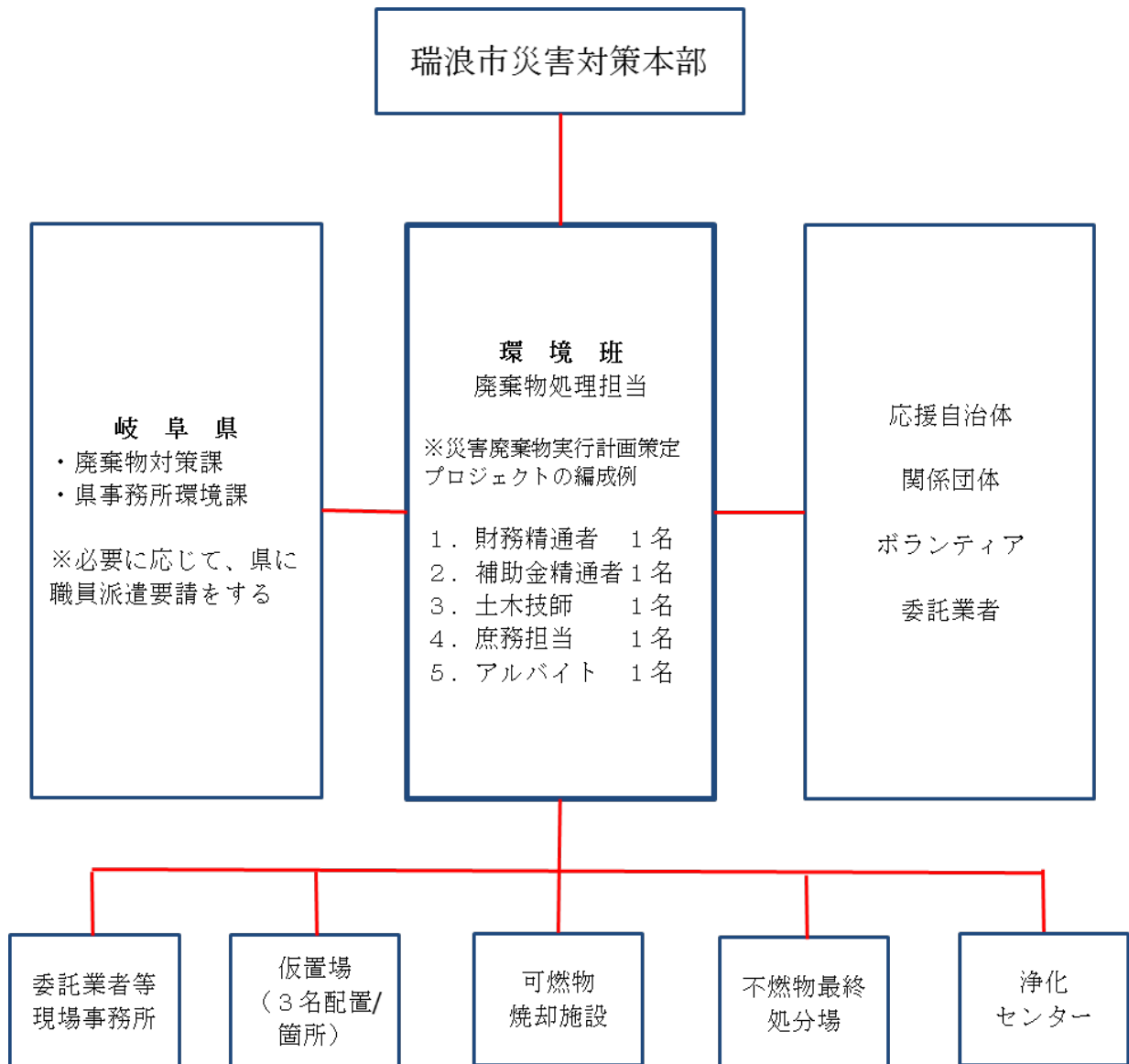
機材の種類	備蓄場所	備蓄数	備考
バキュームカー	浄化センター	2 t : 1台 10 t : 1台	→ (有) 中部環境に貸与
	(有) 中部環境	10 t 超 : 2台 5 t : 1台 4 t 未満 : 15台	

1 1. 震災、水害時に発生する時の対応

- ア 迅速に対応し、処理します。
- イ 計画的に対応し、処理します。
- ウ 廃棄物の分別を徹底し、廃棄物の資源化を行います。
- エ 衛生、環境に配慮した処理を行います。
- オ 処理作業の安全性を確保します。

(1) 情報収集の手順

標準的な情報の流れを次に示します。



上記の関係機関の連絡先一覧表を掲載します。

関係機関	住 所	電話番号
	メールアドレス	F A X 番号
瑞浪市環境課	瑞浪市上平町1丁目1番地	0572-68-9806
	kankyo@city.mizunami.lg.jp	0572-68-2133
瑞浪市可燃物焼却施設	瑞浪市日吉町258番地76	0572-68-6010
	clean@city.mizunami.lg.jp	0572-66-1073
瑞浪市不燃物最終処分場	瑞浪市稲津町小里1538番地1	0572-68-3029
	—	0572-68-3029
瑞浪市上下水道課	瑞浪市上平町1丁目1番地	0572-68-9821
	zyougesui@city.mizunami.lg.jp	0572-68-9859
瑞浪市浄化センター	瑞浪市下沖町2丁目1番地	0572-68-2325
	joka@city.mizunami.lg.jp	0572-68-2325
岐阜県東濃県事務所環境課	多治見市上野町5丁目68番地1	0572-23-1111
	c20507@pref.gifu.lg.jp	0572-25-0079
岐阜県廃棄物対策課	岐阜市藪田南2丁目1番地1	058-272-8217
	c11225@pref.gifu.lg.jp	058-278-2607

(2) 住民への広報

震災・水害発生時、廃棄物の排出方法等に関して住民へ周知するため、次のとおり広報をします。

広報媒体	広報事項	広報期間
広報車	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの収集方法 ・がれきの収集方法 ・集積場 ・収集時期 ・仮置場の設置状況 等 	震災・水害直後から 震災・水害廃棄物収集完了まで
防災ラジオ 防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの収集方法 ・集積場 ・収集時期 ・仮置場の設置状況 等 	震災・水害直後から 震災・水害廃棄物収集完了まで
広報誌 ホームページ 「絆」メール等	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの収集方法 ・集積場 ・収集時期 ・仮置場の設置状況 等 	適時

1 2. 処理スケジュール

震災・水害発生後、震災・水害廃棄物処理に当たって、次のとおり処理スケジュールを作成します。

なお、収集の実施については、状況により収集が可能になり次第、行なうものとします。

実施事項	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	第8週	第9週	
情報収集	■									
実行計画作成		■								
既設焼却施設	■		施設の補修等（必要な場合） 県市町村協議							
		■		試験焼却（必要な場合）		■				
仮置場 処理施工	契約	■		施工業者・処理困難物等回収業者選定手続き						
	解体 撤去	■ 作業・分別開始								
	一次 仮置場	■		重機手配 管理体制整備・管理員指導						
		■		■ 搬入・分別開始					■ 片付け、返却	
二次 仮置場	■		各種事前整備、調整、管理・運営（必要な場合）							
	■		■		重機手配・破碎・選別ユニット発注、設置（必要な場合） 生活環境影響調査（廃掃法/処理施設を作る場合）					
可燃性混合物			■		■ 収集開始					
			■		■ 焼却処理開始					
不燃性混合物			■		■ 収集開始					
			■		■ 処理開始					
家電製品	■ フロンを含まない家電で、家電4品目以外の物									
	■ フロンを含む、または家電4品目については、業者選定し委託									
粗大ごみ			■		■ 収集開始					
			■		■ 処理開始					
処理困難物	■		■		■ 選定・契約					
			■		危険物・有害物（消火器、灯油等燃料、ガスボンベ他） ■ 量（腐敗、悪臭発生、発火し火災の危険）					
し尿の汲み取り	■		■ 汲み取り開始							

1 3. 震災・水害復旧・復興対策

(1) 被災した廃棄物処理施設の復旧対策

地震により被災した廃棄物処理施設の復旧（仮復旧）及び補修対策は次のとおりです。

施設名	想定される被害	補修・復旧対策
可燃物焼却施設	・ 停電による機能停止。 ・ アクセス道路の損壊による受入停止。	早急に迂回路を確保して場内への受入を開始
不燃物最終処分場	・ アクセス道路の損壊による受入停止。	早急に迂回路を確保して場内への受入を開始
浄化センター (し尿、浄化槽汚泥処理)	・ アクセス道路の損壊による受入停止。	1. 早急に迂回路を確保して、し尿処理の稼働を行う。 2. 浄化センターの貯留槽に一時的に受入、処理する。

(2) 国庫補助金申請事務

被災した廃棄物処理施設の復旧事業及び災害廃棄物処理事業の国庫補助金申請事務については、次のとおりの手順で行います。

- ア 県地域振興局環境課を通じて被害報告
- イ 原則災害発生後 1 4 日以内に「災害廃棄物処理事業の報告について」で環境省に報告
- ウ 現地調査（環境省、東海財務局、市町村等）
- エ 環境省から限度額表（内示）の送付
- オ 補助申請、交付決定等

1 4. その他参考資料

- ア 災害廃棄物対策指針（平成 2 6 年 3 月環境省作成）
- イ 災害関係補助金通知文（環境省所管の文書のみならず、国土交通省、厚生労働省関係）
- ウ 廃棄物処理法、家電リサイクル法、フロン回収関係の通知文
- エ 他市町村等との災害協定書
- オ 土砂災害ハザードマップ
- カ 岐阜県災害廃棄物処理計画
- キ 太陽光パネルのリサイクルに向けた推進のガイドライン